

横浜文化体育館再整備事業
入札説明書等変更対照表

平成 28 年 9 月 26 日

横浜市

横浜文化体育館再整備事業／入札説明書等変更対照表

書類名	別	頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	(a)	i	項目名	変更前	変更後
入札説明書		44	8.	8.1.	8.1.2.	(3)	c			支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書及び四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書及び四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。
入札説明書		45	8.	8.1.	8.1.2.	(4)	c			支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書及び四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書及び四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。
入札説明書		46	8.	8.1.	8.1.2.	(5)	c			支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書）及び業務報告書（四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書）及び業務報告書（四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。
入札説明書		47	8.	8.1.	8.1.2.	(6)	c			支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書）及び業務報告書（四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書（月次業務報告書）及び業務報告書（四半期業務報告書）等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者へ通知する。
要求水準書		26	2.	2.4.	2.4.3.	(9)	a			更衣室	公式試合のチーム毎利用を想定し、衛生管理を踏まえて、ロッカー、シャワー、足洗い場、洗面所、付帯トイレを設けること（維持管理の観点から浴室は不要）。ロッカーは、各チームが同時利用できるように更衣室ごとに設けること。シャワー、足洗い場、洗面所、付帯トイレは、6チームが同時利用しても利用に支障がないよう動線と数量を確保すること。	公式試合のチーム毎利用を想定し、衛生管理を踏まえて、ロッカー、シャワー、足洗い場、洗面所、付帯トイレを設けること（維持管理の観点から浴室は不要）。ロッカーは、各チームが同時利用できるように更衣室ごとに設けること。付帯トイレは、更衣室の外に設けることは可能であるが、その場合は選手用と観客者等用の付帯トイレを別に設け、かつ、動線が重ならないように配慮すること。シャワー、足洗い場、洗面所、付帯トイレは、6チームが同時利用しても利用に支障がないよう動線と数量を確保すること。

書類名	別	頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	(a)	i	項目名	変更前	変更後								
要求水準書		27	2.	2.4.	2.4.3.	(9)	c			更衣室	監督室（サブアリーナについては6室、武道場については8室）を更衣室内、又は隣接場所に設けること。	監督室（サブアリーナについては6室、武道場については8室）を更衣室内、又は隣接場所に設けること。また、利用上支障がない場合、監督室を選手控室の隣接場所に設けることも可能とする。								
要求水準書		45	4.	4.2.	4.2.3.		e			設計及び関連業務	メインアリーナ施設の建物名称案を5案程度提案すること（企業名、商品名等の企業の宣伝となるような文字の使用はできないものとする）。	メインアリーナ施設の建物名称案を5案程度、基本設計時に提案すること（企業名、商品名等の企業の宣伝となるような文字の使用はできないものとする）。具体的な提出期限は、市と協議すること。								
要求水準書		45	4.	4.2.	4.2.3.		h			設計及び関連業務	メインアリーナ施設のロゴについても作成すること。	メインアリーナ施設のロゴは、建物名称が決定した後、速やかに作成すること。								
要求水準書		61	7.	7.2.	7.2.3.	(1)				業務の対象	小破修繕業務の対象は、 <u>下表の工事等とする</u> 。下表の金額を超える工事等が必要な場合は、8. に定める一般修繕業務にて実施するものとする。 図表 12 小破修繕業務の対象 <table border="1" data-bbox="741 799 1384 868"> <tr> <td>メインアリーナ施設</td> <td>1件 200万円未満（税抜）の<u>工事</u></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ施設</td> <td>1件 200万円未満（税抜）の<u>工事</u></td> </tr> </table>	メインアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事</u>	サブアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事</u>	小破修繕業務の対象は、 <u>下表の工事及び更新（以下、「工事等」という）とする</u> 。下表の金額を超える工事等が必要な場合は、8. に定める一般修繕業務にて実施するものとする。 図表 12 小破修繕業務の対象 <table border="1" data-bbox="1417 799 2060 868"> <tr> <td>メインアリーナ施設</td> <td>1件 200万円未満（税抜）の<u>工事等</u></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ施設</td> <td>1件 200万円未満（税抜）の<u>工事等</u></td> </tr> </table>	メインアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事等</u>	サブアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事等</u>
メインアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事</u>																			
サブアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事</u>																			
メインアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事等</u>																			
サブアリーナ施設	1件 200万円未満（税抜）の <u>工事等</u>																			
要求水準書		61	7.	7.2.	7.2.3.	(2)				業務の方針	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらずすべて実施すること。	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新（什器備品の更新を含む）を、規模の大小に関わらずすべて実施すること。								
要求水準書		68	8.	8.2.	8.2.1.	(1)				業務の対象	図表 13 一般修繕業務の対象 <table border="1" data-bbox="741 1098 1384 1166"> <tr> <td>メインアリーナ施設</td> <td>1件 200万円以上（税抜）の<u>工事</u></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ施設</td> <td>1件 200万円以上（税抜）の<u>工事</u></td> </tr> </table>	メインアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事</u>	サブアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事</u>	図表 13 一般修繕業務の対象 <table border="1" data-bbox="1417 1098 2060 1166"> <tr> <td>メインアリーナ施設</td> <td>1件 200万円以上（税抜）の<u>工事等</u></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ施設</td> <td>1件 200万円以上（税抜）の<u>工事等</u></td> </tr> </table>	メインアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事等</u>	サブアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事等</u>
メインアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事</u>																			
サブアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事</u>																			
メインアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事等</u>																			
サブアリーナ施設	1件 200万円以上（税抜）の <u>工事等</u>																			
要求水準書		68	8.	8.2.	8.2.1.	(2)				業務の方針	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらずすべて実施すること。	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新（什器備品の更新を含む）を、規模の大小に関わらずすべて実施すること。								

書類名	別	頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	(a)	i	項目名	変更前	変更後																																				
要求水準書		73	9.	9.1.	9.1.6.		a			光熱水費	PFI 事業の遂行に必要な光熱水費は、自主事業を含め、PFI 事業者が負担すること。	PFI 事業の遂行に必要な光熱水費は、自主事業を含め、PFI 事業者が負担すること。ただし、メインアリーナにおける光熱水費を室の利用料金とは別に徴収することは可能とする。また、興業及び営業宣伝以外（スポーツや文化の大会利用等）の利用日 100 日の料金体系及び付帯設備料金は、市民が利用しやすいように現状の料金水準（「別紙 16 利用料金の単位」表 3 に掲載する現状の料金体系を参照）と同程度とすること。																																				
要求水準書（別紙）	14	52								その他	<table border="1"> <tr> <td>多目的大型得点盤</td> <td>モルテン</td> <td>DS999999</td> <td>2</td> <td>組</td> <td></td> </tr> </table>	多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	2	組		<table border="1"> <tr> <td>多目的大型得点盤</td> <td>モルテン</td> <td>DS999999</td> <td>1</td> <td>組</td> <td>※3</td> </tr> </table>	多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	1	組	※3																								
多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	2	組																																												
多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	1	組	※3																																											
要求水準書（別紙）	14	52								<p>※1 本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設（床仕様を含む）や事業に合わせて、必要な什器備品を整備すること。</p> <p>※2 提案する床仕様に合わせ、要求水準に示す競技が可能となるよう、競技用コートなどを追加導入すること。</p>	<p>※1 本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設（床仕様を含む）や事業に合わせて、必要な什器備品を整備すること。</p> <p>※2 提案する床仕様に合わせ、要求水準に示す競技が可能となるよう、競技用コートなどを追加導入すること。</p> <p>※3 要求水準に比して性能の高い什器備品の調達が可能になる場合や多くの什器備品が調達できる場合及び事業期間において什器備品の更新が円滑に行える場合などにおいて、リース方式による調達を認める。ただし、リース方式で調達する場合、事業契約期間が終了した段階で、市の指示により必要な什器備品については、PFI 事業者の負担で所有権を市に移転すること。</p>																																					
要求水準書（別紙）	14	53								卓球	<table border="1"> <tr> <td>兼用型審判台</td> <td>セノー</td> <td>DL202000</td> <td>60</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓球用フェンス</td> <td>セノー</td> <td>DH503000</td> <td>800</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓球フェンス運搬車 大型</td> <td>セノー</td> <td>DP100000</td> <td>200</td> <td>台</td> <td></td> </tr> </table>	兼用型審判台	セノー	DL202000	60	台		卓球用フェンス	セノー	DH503000	800	台		卓球フェンス運搬車 大型	セノー	DP100000	200	台		<table border="1"> <tr> <td>兼用型審判台</td> <td>セノー</td> <td>DL202000</td> <td>22</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓球用フェンス</td> <td>セノー</td> <td>DH503000</td> <td>800</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓球フェンス運搬車 大型</td> <td>セノー</td> <td>DP100000</td> <td>20</td> <td>台</td> <td></td> </tr> </table>	兼用型審判台	セノー	DL202000	22	台		卓球用フェンス	セノー	DH503000	800	台		卓球フェンス運搬車 大型	セノー	DP100000	20	台	
兼用型審判台	セノー	DL202000	60	台																																												
卓球用フェンス	セノー	DH503000	800	台																																												
卓球フェンス運搬車 大型	セノー	DP100000	200	台																																												
兼用型審判台	セノー	DL202000	22	台																																												
卓球用フェンス	セノー	DH503000	800	台																																												
卓球フェンス運搬車 大型	セノー	DP100000	20	台																																												
要求水準書（別紙）	14	53								その他	<table border="1"> <tr> <td>多目的大型得点盤</td> <td>モルテン</td> <td>DS999999</td> <td>3</td> <td>組</td> <td></td> </tr> </table>	多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	3	組		<table border="1"> <tr> <td>多目的大型得点盤</td> <td>モルテン</td> <td>DS999999</td> <td>1</td> <td>組</td> <td>※3</td> </tr> </table>	多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	1	組	※3																								
多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	3	組																																												
多目的大型得点盤	モルテン	DS999999	1	組	※3																																											

書類名	別	頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	(a)	i	項目名	変更前	変更後
要求水準書(別紙)	14	53									<p>※1 本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設(床仕様を含む)や事業に合わせて、必要な什器備品を整備すること。</p> <p>※2 提案する床仕様に合わせ、要求水準に示す競技が可能となるよう、競技用コートなどを追加導入すること。</p>	<p>※1 本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設(床仕様を含む)や事業に合わせて、必要な什器備品を整備すること。</p> <p>※2 提案する床仕様に合わせ、要求水準に示す競技が可能となるよう、競技用コートなどを追加導入すること。</p> <p>※3 要求水準に比して性能の高い什器備品の調達が可能になる場合や多くの什器備品が調達できる場合及び事業期間において什器備品の更新が円滑に行える場合などにおいて、リース方式による調達を認める。ただし、リース方式で調達する場合、事業契約期間が終了した段階で、市の指示により必要な什器備品については、PFI事業者の負担で所有権を市に移転すること。</p>

横浜文化体育館再整備事業／協定書・契約書変更対照表

資料名	別	頁	第1条	1	(1)	a	項目名	変更前	変更後
事業契約書(案)	7	55					支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。
事業契約書(案)	7	56					支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。対価の減額等を行う場合は、減額後の支払額等を通知する。
事業契約書(案)	7	57					支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。
事業契約書(案)	7	58					支払手続	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。	市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、 <u>その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書)及び業務報告書(四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内に</u> P F I 事業者へ通知する。